

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	飯山市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/kikakuzaisei/jyohokanri/mynumber/

執行機関名 飯山市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		飯山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第七項 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第1条	飯山市要保護・準要保護児童等就学援助費支給要綱(平成28年告示第7号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る <u>経済的負担の軽減</u> を図り、もって <u>教育の機会均等に寄与</u> することを目的とする。	第一条 この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により、 <u>経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒(以下「児童等」という。)</u> の保護者に対し、 <u>要保護・準要保護児童等就学援助費(以下「就学援助費」という。)</u> を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		飯山市要保護・準要保護児童等就学援助費支給要綱(平成28年告示第7号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	飯山市要保護・準要保護児童等就学援助費支給要綱第5条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	就学援助費(ただし医療費は除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	飯山市要保護・準要保護児童等就学援助費支給要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	就学支援費の支給の申請に係る対象者及びその世帯の市町村民税に関する情報
備考		